

働く女性たちの問題を考える

～働く女性の人格権とは～

日時 2010. 8. 21(土) 13:30～15:30
場所 広島市女性教育センター*ウイプラザ
報告者 三井マリ子さん

女性センター館長雇い止めの事例について

女性施策活動者の三井マリさんが、豊中市と豊中市の男女共同参画センター「すてっぷ」を運営する財団に対して、非常勤館長職を雇い止めされたこと、そして常勤館長職への採用を拒否されたことの違法性を主張して損害賠償請求をしていた裁判～大阪高裁の塩月秀平裁判長は、三井さん敗訴の一審判決を取消し、豊中市と財団に対して、連帯して金150万円と、平成16年2月25日以降年5分の割合による遅延損害金の支払いをするように命じました。この動きに対して、市が上告し、最高裁で争うことになりました。

裁判の中で、働く女性の人格権の侵害が、取り上げられ、注目されています。

「人格権の侵害」についての解説もいただきますので、女性の働き方を考える上で参考になるとと思います。

資料代 300円

お申し込みは

8月18日まで

女性の労働を考える会

共同代表 馬庭恭子・桑田恭子・井上さちこ・野曾原悦子
お申し込み・お問い合わせ

TEL (082) 542-5053 FAX (082) 542-5053